

他人事、じゃない高齢者虐待

1

佐倉市役所高齢者福祉課 (R7.2)

※説明中、一部に配布用pdfファイルへ掲載していないスライドがあります

2 虐待の早期発見

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）第5条】

- **養介護施設**
- 病院
- 保健所
- **高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者**
- 医師
- 保健師
- 弁護士
- **高齢者の福祉に職務上関係のある者**

→ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、
高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

3

～養護者による虐待～

4

養護者による虐待 ～通報義務～

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第7条】

■ 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

① **高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。**

→ **(通報義務)**

② 生命または身体に重大な危険が生じている場合以外は、市町村に通報するよう努めなければならない。

→ **(努力義務)**

※通報者の秘密は守られます。

養護者による虐待 ～こんな時にはご相談～

- 叩く、怒鳴る、脅すだけではありません
- ▶ 医療機関の判断を無視した、リハビリの強要
 - ▶ 必要な医療や福祉のサービスを家族が拒否
 - ▶ 身体や着衣、室内が常に不衛生
 - ▶ 室内への閉じ込め、家からの締め出し
 - ▶ 年金がある筈なのにサービス利用料未納が続く
 - ▶ その他、心配な状況があればお早めに……

※通報者の秘密は守られます。

養護者による虐待 ～通報窓口～

佐倉市役所高齢者福祉課 包括支援班	佐倉市海隣寺町97番地 ☎043-484-6138
佐倉地域包括支援センター	佐倉市宮前3丁目12-1 ☎043-488-5151
白井・千代田地域包括 支援センター	佐倉市王子台1丁目23番地レイクピアウスイ3階 ☎043-488-3731
志津北部地域包括支援センター	佐倉市ユウカリが丘2丁目2-1 (R7.4移転予定) ☎043-462-9531
志津南部地域包括支援センター	佐倉市上志津1672-7志津市民プラザ1階 ☎043-460-7700
南部地域包括支援センター (根郷・和田・弥富地区)	佐倉市大篠塚1587 ☎043-483-5520

- 虐待の有無の判断は、市や地域包括支援センターが行います。
- 支援においては、皆様に協力をお願いすることがあります。

～養介護施設従事者等による虐待～

他人事ではありません 「養介護施設従事者等」の定義

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者 (※)
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型 介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防 サービス事業 ・介護予防支援事業 	

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（高齢者虐待防止法第2条）

養介護施設従事者等による虐待 ～これって虐待？～

- ▶ 仲の良い利用者に対し、時々親しみを込めて「○○ちゃん」と呼んでいる。
- ▶ 家族の要望で、利用者の居室に外鍵をかけた。
- ▶ 利用者から呼ばれた時に他の対応をしていて、「ちょっと待ってて」と答えた。
- ▶ 利用者自身も時間をかければ食事できるが、時間内に片付かないため全介助している。
- ▶ 利用者の状態が変化していると事業者から連絡受けたが、忙しくて計画の変更ができない。

養介護施設従事者等による虐待 ～市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）～

- ▶ 子ども扱いするような呼称 → 心理的虐待
- ▶ 鍵をかけて外出できなくする → 身体的虐待
- ▶ 「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない → 介護・世話の放棄・放任
- ▶ 本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする → 心理的虐待
- ▶ 職員の都合で、拒否しているのに口に入れて食べさせる → 身体的虐待
- ▶ 高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る → 介護・世話の放棄・放任

介護施設・事業所等で働く方々への

身体拘束廃止・防止の手引き



令和6年3月

令和5年度老人保健機構調査等事業
介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

三つの要件をすべて満たすことが必要

本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。

切迫性

本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「本人の尊厳を守るため」の緊急やむを得ない場合の三つの要件

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

三つの要件の確認は、本人の尊厳を守るためのプロセスである！

「緊急やむを得ない場合」の三つの要件を検討するにあたり、まずは本人の尊厳を守ることを第一に考える必要があります。三つの要件の確認等の手続は、本人の尊厳を守るためのプロセスであり、身体拘束廃止・防止を目的に行うものです。

養介護施設従事者等による虐待 ～通報義務～

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条】

- A 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
→養介護施設従事者等が虐待を発見した場合は通報義務が課せられています！
- B 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、**重大な危険が生じている場合には**、速やかにこれを市町村に報告しなければならない。
→（通報義務）
- C 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない。
→（努力義務）

【通報・相談窓口】

佐倉市役所福祉部高齢者福祉課 包括支援班
佐倉市海隣寺町97番地

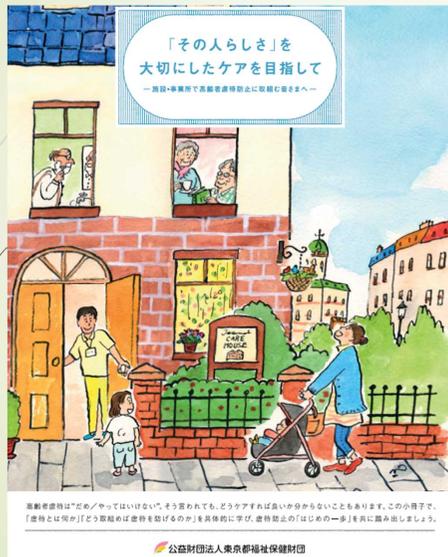
☎043-484-6138

- **虐待の有無の判断は、市が行います。**
- **通報内容を踏まえて必要な調査等を行い、虐待発生の要因確認と、再発防止のための体制整備について助言や改善指導等を行います。**

施設従事者による虐待の発生要因【令和5年度 厚生労働省調査結果】

内容	件数	割合
虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意欲の不足	867	77.2%
職員のストレス・感情コントロール	763	67.9%
職員の倫理観・理念の欠如	750	66.8%
職員の性格や資質の問題	749	66.7%
高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	714	63.6%

【参考】研修資料の例 (東京都福祉保健財団：無料DL可能)



5 高齢者虐待の背景・要因と、その予防策を知ろう

経営者が経営責任を十分に果たしていない時、虐待が生じます。下記の「予防のポイント」をチェックし、不足している部分にどう取組むか、話し合ってみましょう。次の11~12ページの、施設によっての取組み例も参考にしましょう。

① 組織経営に課題がある

② チームケアが上手くいっていない

③ 提供するケアに課題がある

④ 背景・要因

⑤ 予防のポイント

⑥ 背景・要因

⑦ 予防のポイント

⑧ 背景・要因

⑨ 予防のポイント

ご清聴ありがとうございました。